

# 1. 感染防止行動の実践

## 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項  
に基づく道民の皆様等  
に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

### 1 外出の際には

- ・ 体調が悪いときには、外出を控える。
- ・ 重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

行動の  
ポイント

### 2 飲食の際には

- ・ 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・ 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

行動の  
ポイント

### 3 職場内では

- ・ 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・ 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・ テレワークや時差出勤を推進する。

行動の  
ポイント

# 特に、今年の年度末・年度始めにあたっては

3月から4月は、人の移動や歓送迎会といった会食等機会の増加が見込まれる時期であり、また、ワクチンの優先接種が始まる中、感染の再拡大を防止するためにも、国の通知など全国的な取組の一環として、年度末、年度初めの期間は、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

## 卒業式、入学式等は

- ・ 卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討する。

## 歓送迎会等は

- ・ 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会等については控える。

## 卒業旅行等は

- ・ 大人数での会食が避けられない場合は卒業旅行などの旅行を控える、あるいは延期を検討する。また、なるべく混雑しない平日の間での行動を検討する。

## 入学、着任等は

- ・ 引越時期を分散化するため着任日は柔軟に対応する。また、入学、着任までの体調管理を徹底する。